

平成 26 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成26年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成26年1月29日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

記

- 1 日 時 平成26年2月14日 午後1時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市議会臨時庁舎 全員協議会室（2階）

以 上

議 員 出 席 表

平成26年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月14日			2月14日
1	田 口 文 明	○	23	堀 江 健 一	／
2	茅 根 茂 彦	○	24	木 村 敏 文	○
3	矢 口 迪 夫	／	25	木 内 義 延	／
4	並 木 寛	○	26	小松崎 誠	○
5	島 田 久 雄	／	27	増 田 俊 夫	○
6	須 藤 一 夫	○	28	西 山 正 司	○
7	鴻 巣 義 則	○	29	平 野 晋 一	○
8	増 田 省 吾	○	30	入 江 晃	／
9	遠 藤 正 信	○	31	海老原 弘	／
10	木 村 郁 郎	○	32	村 田 春 男	○
11	大 森 要 二	○	33	小 貫 和 通	○
12	蛭 田 千香子	○	34	関 根 ひろ子	○
13	町 田 征 久	／	35	小 坏 孝	／
14	倉 持 光 男	／	36	大 内 則 夫	○
15	柳 井 哲 也	○	37	吉 成 好 信	○
16	金 子 和 雄	／	38	坂 本 一 夫	○
17	清 水 立 雄	○	39	諏訪原 實	／
18	桐 澤 いづみ	○	40	服 部 隆	／
19	根 本 又 男	／	41	水 垣 正 弘	／
20	又 未 成 人	○	42	青 木 武 明	／
21	武 石 寿 長	○	43	関 稔	○
22	遠 藤 実	○	44	今 井 利 和	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条）

広 域 連 合 長	会 田 真 一（守谷市長）
事 務 局 長	柴 崎 太 郎
事 務 局 次 長	和 田 隆
監 査 委 員	黒 川 活
総 務 企 画 課 長	前 提 由 紀 夫
事 業 課 長	幕 内 浩 之
給 付 課 長	湯 浅 博 人
会 計 管 理 者	柴 保 之

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	浅 川 勝 典
書 記	石 塚 伸 哉
書 記	滝 浩
書 記	上 久 保 整
書 記	西 城 沙 緒 里

提 出 議 案 一 覧 表

議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を変更する条例の制定について

議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料値上げをしないことを求める陳情について

平成 26 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成26年 2 月14日（金）

午後 1 時開議

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

諸般の報告

広域連合長のあいさつ

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第 2 号）

議案第 4 号 平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計予算

日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第 1 号から議案第 6 号まで】

日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第 1 号から議案第 6 号まで】

日程第 7 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料値上げをしないことを求める陳情につ

いて

【陳情第 1 号に対する説明、質疑、意見及び表決】

日程第 8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 1 時 0 0 分

開会宣告

○議長（田口文明君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は29名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（田口文明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、7 番鴻巣義則議
員、8 番増田省吾議員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（田口文明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

諸般の報告

○議長（田口文明君） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者表のとおりでありますので、御了承を願います。

次に、議員の移動について御報告申し上げます。

ひたちなか市市議会選出の西野宮照男議員から、平成25年12月6日付で、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定により、議長において12月6日付でこれを許可いたしました。これにより12月19日にひたちなか市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、清水立雄議員が当選されました。

それでは、当選されました清水立雄議員から御挨拶を願います。

○17番（清水立雄君） 清水でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（田口文明君） ありがとうございます。

広域連合長の挨拶

○議長（田口文明君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、会田真一君。

〔広域連合長 会田真一君登壇〕

○**広域連合長**（会田真一君） 連合長を仰せつかっております会田でございます。平成26年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変、お忙しい中、また、先週に続いて雪の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日ごろから、広域連合につきましては、大変な御協力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

まず、国の医療予算にかかる現在の動向でございますけれども、4月からの診療報酬につきましては、その改定率を全体でプラス0.1％に抑える一方で、主治医の普及を促すための新料金制の導入や高い報酬が支払われる急性期病床を削減し、回復期向け病床や、在宅医療の報酬を手厚くするなどの新たな方針案が示されたところであります。これは、高齢化によって、生活習慣病や認知症などの慢性的な病状に悩む患者がふえる中で、重複診療や無駄な投薬などによる医療費の増加を抑制し、きめ細かな健康管理を進めるためのものであるといわれております。

また、通常国会に提出された新年度の政府予算案では、社会保障制度改革の基本方針であります負担能力に応じた負担という考え方から、中低所得者の保険料軽減や、高所得者の保険料負担限度額の引き上げなどの予算措置が組み込まれており、これから本格的な審議に入る予定となっております。

当広域連合におきましては、こうした国の動向を踏まえ、必要な条例の改正の準備や保険料率の改定作業を進めるところでございますが、平成26、27年度分の保険料率につきましては、現行のまま据え置く方針で提案させていただくこととしてございます。これは今後2年間の医療給付費全体の増加予測分について、これまでの剰余金の積み立てを取り崩すことによって、必要な予算額を充当できる見通しが立ったことによるものでございます。本日は、保険料率などの諸般の条例の改正や、平成25年度補正予算案及び平成26年度当初予算案などの議案を上程しておりますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、広域連合議員の皆様におかれましては、引き続き高齢者の医療行政や、当広域連合の事業運営に御支援御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶

とさせていただきます。どうも御苦労さまでございます。

○議長（田口文明君）　ありがとうございました。

日程第３　議席の指定について

○議長（田口文明君）　日程第３、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第４条第１項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いいたします。

日程第４　議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２号　茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号　平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

議案第４号　平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第６号　平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○議長（田口文明君）　次に、日程第４、議案第１号から議案第６号、以上６件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なし認めます。よって、議案第1号から議案第6号、以上6件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの6件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、会田真一君。

〔広域連合長 会田真一君登壇〕

○広域連合長（会田真一君） それでは、ただいま議題となりました議案6件につきまして、御説明を申し上げます。

第1分冊、議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

最初に、条例議案2件について提案をさせていただきます。

議案第1号につきましては、後期高齢者医療に関する条例について、平成26年度及び平成27年度における保険料率を定めるとともに、保険料の賦課限度額の引き上げ等について、所要の改正を行うものでございます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減にかかる経費の財政措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案が4件ございます。5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号は、平成25年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,308万5,000円を減額するものでございます。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 平成25年度特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103億5,208万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、別冊となっております茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 平成26年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 8 億 7,007 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 6 号 平成 26 年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,864 億 2,604 万 1,000 円とするものでございます。

以上、6 件につきまして提案理由を御説明いたしました。よろしく御審議を賜り、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、ただいま御説明いたしました議案第 1 号から議案第 6 号までの詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田口文明君） 次に、事務局長、柴崎太郎君。

〔事務局長 柴崎太郎君登壇〕

○事務局長（柴崎太郎君） それでは、広域連合長の命によりまして、私の方から議案第 1 号から議案第 6 号までの内容につきまして、御説明をしてみたいと思います。

恐れ入りますけれども、お手元の議案説明書、左側の上に、第 2 分冊と書いてございます、この説明書の 1 ページをお開き願います。

まず最初に、議案第 1 号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 26 年度及び平成 27 年度における保険料率を定めるとともに、能力に応じた保険料の負担という考え方に基きまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴いまして、保険料賦課の限度額の引き上げや低所得者の保険料軽減にかかる所要の改正を行うものでございます。

まず、第 8 条及び第 9 条の改正につきましては、平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率を現行の保険料率に据え置くため、年度のみの改正を行うものでございます。

続いて、第 10 条につきましては、保険料の賦課限度額を現行の 55 万円から 57 万円に改正するものでございます。

1 ページのほうをお開き願います。

第 14 条、第 2 号につきましては、保険料均等割額の 5 割が軽減される被保険者の所得限度額について、現行では、世帯主を除いた世帯の被保険者数に基づき算定してきてございますけれども、改正後は、世帯主を含めた世帯の被保険者数に基づき算定す

るよう改めるものでございます。この結果、これまで単身世帯であったために、保険料金均等割の 5 割の軽減を受けられなかった方も、所得が限度額を超えない場合には、その対象となるものでございます。

次の第14条第 3 号につきましては、保険料均等割額の 2 割が軽減される被保険者の所得限度額について、現行は、世帯の被保険者数に35万円を乗じて得た金額に基づき算定してございますけれども、改正後は、世帯の被保険者数に45万円を乗じて得た金額に基づき算定することとなって、対象枠を拡大するものでございます。

次に、議案第 2 号 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。同じ冊子の 5 ページをお開き願います。

この基金は、所得の少ない方、並びに被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減にかかる経費の財源として、国から交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等を積み立てるものでございますけれども、平成26年度においても、国からの交付金が予算措置されることになりましたので、これに対応する財政措置を実施するため所要の改正を行うものでございます。

附則第 2 条でございますけれども、保険料軽減にかかる経費の財源として、この基金を引き続き活用するため、条例の失効する期限を 1 年延長いたしまして、平成27年 3 月31日限りとするものでございます。

次に、議案第 3 号 平成25年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

同じ冊子の10ページ、11ページをお開き願います。

まず補正の主な内容について御説明を申し上げます前に、この表の左から 2 番目の欄に補正前の額が記載してございます。ここには、当初予算額に前回議決いただきました、8 月議会のときに議決いただきました補正予算額を合計した現計予算額を記載した額でございますので、御了承願います。

まず、歳入でございますけれども、1 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、1 目、市町村負担金につきまして、この後、御説明いたします歳出の減額に伴いまして5,242 万8,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。恐れ入ります12、13ページをお開き願います。

2 款、総務費、1 項、総務管理費でございますが、1 目、一般管理費において、右

側の説明欄に記載されてございますけれども、職員管理等経費の人件費負担金や一般管理事務経費の職員用公舎賃借料などが減額となる見込みのため、次の14ページの中
段下の欄にございますけれども2,397万9,000円を減額するものでございます。これは
昨年4月の人事異動によりまして、派遣職員の平均年齢が下がったことや、公舎の入
居者数が減少したことによるものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。

3款、民生費、1項、社会福祉費でございますけれども、こちらは、特別会計に対
する事務費繰出金などございまして、特別会計の事務費の執行額が減額となる見込
みであることから、2,642万2,000円を減額するものでございます。

次に、議案第4号 平成25年度特別会計補正予算について御説明申し上げます。ち
よっと飛んでいただきまして、同じ冊子の26、27ページをお開き願います。

特別会計の補正につきましては、今年度の療養給付費等の支出が当初を下回る見込
みであるために、これに伴いまして、国、市町村からの負担金や支払基金交付金、あ
るいは医療給付費準備基金からの繰入金などの歳入を減額することが主な内容とな
ってございます。

まず、歳入補正の主なものについて御説明を申し上げます。1款、1項、市町村負
担金につきましては、被保険者の増加などにより、1目の保険料等負担金が増額とな
りますが、2目の療養給付費負担金が減額となることから、合わせて2,813万3,000円
を減額するものでございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、2目の高額医療費負担金が
対象となる1件80万円以上の医療費の増加が見込まれるため増額となりますけれど
も、1目の療養給付費負担金の減額によりまして、合わせて18億4,375万4,000円を減
額するものでございます。

2項、国庫補助金につきましては、保健事業の増加や健康診査事業に対する財源が、
後期高齢者医療制度事業費補助金から振り替えることによって、調整交付金が増額と
なる見込みであることなどから、全体で1億5,451万8,000円を増額するものでござい
ます。

3款、県支出金、1項、県負担金につきましては、療養給付費負担金の減額により
まして、ページをめくっていただきまして、28ページの上の段にございますけれども、

5億6,567万4,000円を減額するものでございます。同じく4款、支払基金交付金につきましても、55億4,932万4,000円を減額するものでございます。

一番下の段になりますけれども、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費減額に伴いまして2,642万4,000円を減額するものでございます。

次に、30、31ページをお開き願います。

7款、繰入金、2項、基金繰入金でございますが、今年度の療養給付費等の支出が当初を下回る見込みであることから、医療給付費準備基金を取り崩さずに必要な財源を確保できる見通しになりました。このため、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金の全額を減額することなどによりまして、24億9,107万4,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

32、33ページをお開き願います。1款、総務費につきましては、右側の説明欄をごらんいただきまして、給付業務通知書や医療費通知書、被保険者証等の作成業務の委託料が減額となることによりまして2,175万1,000円を減額するものでございます。

2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、特別会計補正予算の冒頭にも御説明したように、1目の療養給付費が減額となる見込みであることなどから、ページをめくっていただきまして、34ページの上段になりますけれども、98億4,306万5,000円を減額するものでございます。

次に、36、37ページをお開き願います。

6款、基金積立金は、平成24年度決算に生じた繰越金を、国、県などへの療養給付費負担金の精算に充当し、残った額を医療給付費準備基金に積み立てるものでございますけれども、次の8款、諸支出金に記載されているとおり、負担金の確定に伴い、国などへの返還金が生じたことなどから、積み立てを6億8,452万1,000円減額するものでございます。

次に、平成26年度予算について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっております平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書、この冊子になりますけれども、これの1ページをお開き願います。

議案第5号 平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして

は、歳入歳出総額をそれぞれ 8 億 7,007 万 8,000 円とし、一時借入金の最高額を 2,000 万円とするものでございます。

次に、3 ページをお開き願います。

議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,864 億 2,604 万 1,000 円とし、一時借入金の最高額を 200 億円とするものでございます。また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、これらの経費の各項間での流用ができることを定めるものでございます。

予算の詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ冊子の 10 ページ、11 ページをお開き願います。

一般会計の歳入予算について主なものを御説明申し上げます。

1 款、分担金及び負担金は、広域連合の事務費に対する市町村からの共通経費負担金でございまして、8 億 6,484 万 2,000 円を計上しております。

3 款、繰越金は、歳出に計上してございます平成 26 年度から新たに実施いたします広域パンフレットの作成経費の財源を、後期高齢者医療制度臨時特例基金の中から繰り入れるもので、102 万 7,000 円を計上しております。

次に、14、15 ページをお開き願います。

一般会計の歳出予算について主なものを御説明申し上げます。

2 款、総務費、1 項、総務管理費につきましては、右側の説明欄にございますけれども、市町村派遣職員の人件費負担金などの職員管理等経費や、ページをめくっていただきまして、17 ページの中ほどにございますけれども、広域連合事務所の賃借料など庁舎の維持管理にかかる庁舎管理経費などでございまして、次の 18 ページの一番下の欄にございますけれども、2 億 6,533 万 7,000 円を計上してございます。

次に、20 ページ、21 ページをお開き願います。

一番下の段になりますけれども、3 款、民生費は、特別会計の事務費への繰り出しなどに対しまして 6 億 110 万 7,000 円を計上したものでございます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、ページを少し飛ばしていただいて、32、33 ページをお開き願います。

特別会計は、前年当初予算との比較で、歳出の療養給付費等の伸びを2%と見込んでいることから、これに応じて国県市町村からの負担金や、支払基金交付金などの歳入も増額計上してございます。

まず、歳入予算について主なものを御説明申し上げます。

1 款、1 項、市町村負担金につきましては、1 目、保険料等負担金は、市町村で徴収する保険料や所得が少ない方、及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置に対します保険基盤安定納付金でございまして、2 目の療養給付費負担金とあわせて470億1,373万3,000円を計上しております。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は、療養給付費及び高額医療に対する国の負担金で合わせて685億7,073万1,000円を計上しております。

2 項、国庫補助金は、合計で263億2,545万9,000円を計上しておりますが、このうち1 目、調整交付金は、広域連合間における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するための交付金で、2 目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、健康診査事業などに対する補助金でございます。

また、3 目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、所得の少ない方及び被用者保険の扶養者であった方の保険料軽減にかかる経費の財源として交付されているものでございますが、平成25年度までは、当該年度分の交付金が前年度に交付されておりましたけれども、平成26年度からは当該年度に交付されることになったことから、今回当初予算に計上するものでございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

3 款、県支出金、1 項、県負担金は、療養給付費及び高額医療費に対する県の負担金でございまして、234億8,447万8,000円を計上しております。

2 項、財政安定化基金交付金は、主に、大幅な給付費の増加や保険料収納率の低下などが生じた場合に、県に設置されております茨城県後期高齢者医療財政安定化基金から交付されるものでございますけれども、平成24年度、平成25年度予算では、保険料率の増加抑制の財源として予算計上してございます。しかし、今回の保険料率改定におきましては、先ほど連合長の挨拶にもございましたように、後ほど御説明いたします医療給付費準備基金を取り崩すことによりまして、保険料率を据え置くために必要な財源を確保できる見通しとなったことから、科目設定のための1,000円のみを計

上とし、将来の財政リスクに備えようとするものでございます。

4 款、支払基金交付金は、被用者保険や国民健康保険など、現役世代が加入する保険者からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1,158億8,998万円を計上しております。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は、一般会計の民生費のところでも御説明しましたけれども、事務費の財源として一般会計から繰り入れるものでございまして、6 億54万1,000円を計上しております。以降、基金繰入金は、合計で42億1,057万9,000円を計上しておりますが、このうち1 目、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金は、先ほど財政安定化基金のところで触れさせていただきましたけれども、剰余金を医療給付費の財源に充てるために積み立て基金から繰り入れをするものでございます。

2 目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、国庫補助金のところで御説明いたしました臨時特例交付金を基金にいったん積み立てたあとに、年度内に必要な額を基金から繰り入れるものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

特別会計の歳出予算について主なものの御説明を申し上げます。1 款、総務費、1 項、総務管理費は6 億1,569万9,000円を計上しております。右側の説明欄に記載されている内訳のうち、主なものを申し上げますと、二つ目の丸、医療費適正化事業費でございしますが、医療費通知の送付やレセプトの点検業務のほか、重複頻回受診者に対する保健師等に対する訪問指導や、後発医薬品に切りかえた場合に見込まれる薬価代の差額を通知するなど、2 億7,840万2,000円を計上しております。

次に、44、45ページをお開き願います。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費は、被保険者の療養給付に要する経費などでございまして、さらにページをめくっていただきまして、46ページの上段にございしますが、2,712億1,468万円を計上しております。

次の2 項、高額療養諸費は、被保険者の1 カ月の自己負担額が限度額を超えた場合に支給する高額療養諸費と、後期高齢者医療と介護保険の1 年間の自己負担の合計額が限度額を超えた場合に支給する高額介護合算療養費でございまして109億9,977万5,000円を計上しております。

次に、48、49ページをお開き願います。

5 款、保健事業費は、市町村に委託して実施する健康診査業務の委託料や、市町村で実施する人間ドック等の経費に対する補助金等ございまして、5 億2,343万9,000 円を計上しております。

最後に、6 款、基金積立金は、歳入のところでも御説明しました後期高齢者医療制度臨時特例基金などへの積立金ございまして、18億672万6,000円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田口文明君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問について

○議長（田口文明君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第6 上程議案に対する討論及び表決について

○議長（田口文明君） 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第1号から議案第6号の6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの 6 件は、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第 1 号から議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料値上げしないことを求める陳情
について

○議長（田口文明君） 次に、日程第 7、陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料値上げしないことを求める陳情についてを議題といたします。

それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため少々時間をいただきます。

〔印刷物配付〕

○議長（田口文明君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 配付漏れなしと認めます。

議会事務局職員に陳情文書表を朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 浅川勝典君登壇〕

○議会事務局長（浅川勝典君） 恐れ入りますが、お配りしました資料をごらんいただ

きたいと思います。

平成26年2月5日に、提出者、茨城県社会保障推進協議会代表委員瀧澤利行氏、山川文夫氏、榊原徹氏、茨城県高齢期運動連絡会、会長近沢重男氏から提出されています。

それでは、陳情書の朗読をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料値上げしないことを求める陳情書

〔陳情趣旨〕

茨城県後期高齢者医療広域連合は、2012年度決算で基金や繰越金などの52億円の余剰金があることがあきらかになっています。

内訳は、2012年度後期高齢者医療給付費準備基金36億1,151万円、2012年度の後期高齢者医療会計の繰越金16億円です。

後期高齢者医療保険料は2年に一度改定することになっていますが、この52億円を運用して保険料の値上げをすべきでないと考えます。

いま高齢者は、昨年10月からの年金支給額の引き下げ、今年4月からの更なる引き下げによって所得が減少します。消費税をはじめとし公共料金や日用品の値上げが相次ぐ中で、今後収入増の見込めない高齢者の生活はますますひっ迫します。

また、保険料滞納者1,487人に短期保険証を交付したとのことですが、病気になっても医療機関にかかれない状況はなくすべきです。

保険料の改定にあたって以下のことについて陳情します。

〔陳情項目〕

1、2014年度及び2015年度の保険料を値上げしないでください。

2、短期保険証の発行はやめるよう市町村を指導してください。

以上でございます。

○議長（田口文明君） 以上で、陳情文の朗読は終了しました。

本陳情については、陳情事項が二つあるため、陳情事項ごとに分け採決を行うことといたしたい旨、議会運営委員会からの申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本陳情は、議会運営委員会からの申し出のとおりいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、初めに陳情第1号の陳情事項中第1項、2014年度及び2015年度の保険料を値上げしないよう求めることにつきましては、先ほど、議案第1号が可決されたことに伴い、採決とみなす取り扱いといたします。

次に、陳情第1号の陳情事項中第2項、短期保険証の発行はやめるよう市町村の指導を求めることについて、事務局長の説明を求めます。

事務局長、柴崎太郎君。

〔事務局長 柴崎太郎君登壇〕

○事務局長（柴崎太郎君） それでは、陳情第1号のうち陳情項目の二つ目について御説明申し上げます。

お手元の陳情第1号参考資料の1ページをごらん願います。

陳情書に記載されてございます短期保険証といたしますのは、短期被保険者証が正式名称でございまして、資格証明書の発行とともに保険料の収納対策として実施されている制度でございます。このため、両方の制度について御説明を申し上げます。

まず、制度の目的でございますけれども、保険料の収納率を高めることによって、保険財政の安定と被保険者間の公平を図ることに主眼を置いてございます。

次に、制度の概要でございますが、どちらも高齢者の医療の確保に関する法律、またはその施行規則に定められておりまして、資格証明書のほうは、滞納によって被保険者証の交付を受けられない方が被保険者であることを証明するためのものですが、医療機関窓口で一旦医療費の全額を支払い、後日、一部負担金を除いた医療費を広域連合から被保険者に対して償還払いをする仕組みになってございます。一方、短期被保険者証のほうは、滞納者に対して1年よりも短い有効期間を定めて交付する被保険者証の一つでございます。

3番目の本県での運用状況についてでございますが、現在、短期被保険者証を発行

しておりますけれども、資格証明書のほうは発行しておりません。これは、先ほど申し上げたように、資格証明書で受診した被保険者が、一旦医療費の全額を支払う必要があるのに対しまして、短期被保険者証で受診した場合は、通常の被保険者証と同じく、医療費の支払いは一部負担金のみであることや、短期被保険者証を市町村の窓口等で交付できなかった場合においても、有効期限が切れる前までに郵送等により交付していることから、受診機会の抑制にはつながらないと考えからでございます。

なお、短期被保険者証につきましては、国においても、保険料の収納対策として活用を求めておりまして、現在、全ての都道府県において発行されております。

最後に、4番目の交付事務の必要性和課題についてでございますけれども、現在、市町村に対し、短期被保険者証の交付によって収納率にどの程度の影響があったかということについては報告を求めているために、具体的な数字上の効果は把握してございません。しかしながら、この事務によって対象者との接触の機会を確保することで、個々の滞納ケースや経済状況などのやむを得ない事情によるものかどうかの判断が可能になることや、ページをめくっていただきまして、滞納者への収納対策に取り組むことによりまして、保険料負担による被保険者間の公平感が保たれるということなどから、後期高齢者医療制度において重要な役割を担っているものと考えております。

今後は、交付事務の効果測定の方法について検討を進めるとともに、交付事務に対する理解促進を図るため、これまで以上に被保険者に対して丁寧な説明ときめ細かな対応に努めていく必要があると考えております。

なお、参考といたしまして、この下に、本県の短期被保険者証の交付状況の推移と、次の3ページに、他県の短期被保険者証の交付状況を記載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（田口文明君） 以上で、陳情事項中第2項についての説明は終了しました。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） ないようですので、これで陳情事項中第２項に対する質疑を終結いたします。

陳情第１号の陳情事項中第２項について、意見等のある方は発言願います。

43番、関稔君。

〔43番 関稔君登壇〕

○43番（関稔君） 43番、関 稔でございます。

私は、この陳情第１号の陳情事項中第２項に不採択の立場から発言させていただきます。

先ほどの事務局長の説明によりますと、短期被保険者証は、県内市町村において有効期限が切れる前に交付されているとのことですが、陳情書でいわれているように、医療機関にかかれない状況にはならないこと、また、保険料の収納対策、並びに被保険者間の公平性を図るべき必要な制度であることですので、私は、この陳情につきましては反対を表明させていただき、不採択ということで、議員の皆さん方の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田口文明君） ほかに意見のある方、おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） ないようですので、以上で意見の発表を終結いたします。

これより陳情第１号の陳情事項中第２項の採決をいたします。

この採決につきましては、起立によって行います。

お諮りいたします。

陳情第１号の陳情事項中第２項を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 起立なし。よって、陳情第１号の陳情事項中第２項は不採択と

することに決しました。

日程第 8 閉会中所管事務調査について

○議長（田口文明君） 次に、日程第 8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（田口文明君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、平成26年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

7 番

8 番

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	
議案第 3 号	平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	
議案第 4 号	平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	
議案第 5 号	平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	
議案第 6 号	平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	26. 2 . 14	原案可決
		26. 2 . 14	

陳 情

受理番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
陳情第 1 号	後期高齢者医療保険料値上げをしないことを求める陳情 陳情事項中第 1 項	26. 2 . 14	みなし
		26. 2 . 14	採 択
	後期高齢者医療保険料値上げをしないことを求める陳情 陳情事項中第 2 項	26. 2 . 14	不採択
		26. 2 . 14	

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成26年 2 月14日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料の所得割率等を定める。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、平成 26 年度以降
の保険料に係る被保険者間の負担の公平の確保及び中低所得者の負担軽減を図るため、
賦課限度額を引き上げるとともに、軽減対象となる所得基準額の引き上げ等を行う。

以上について定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

第 8 条及び第 9 条中「平成 24 年度及び平成 25 年度」を「平成 26 年度及び平成 27 年度」に改める。

第 10 条中「55 万円」を「57 万円」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35 万円」を「45 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 26 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 2 月14日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減に係る経費について、平成 26 年度においても国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が予算措置されることとなったので、これに対応する財政措置を実施するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成 20 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 53,085 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 813,468 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 14 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		853,182	△52,428	800,754
	1 負 担 金	853,182	△52,428	800,754
2 財 産 収 入		578	2	580
	1 財 産 運 用 収 入	578	2	580
諸 収 入		2,489	△659	1,830
	1 預 金 利 子	295	△9	286
	2 雑 入	2,194	△650	1,544
歳 入 合 計		866,553	△53,085	813,468

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,951	△650	1,301
	1 議 会 費	1,951	△650	1,301
2 総 務 費		278,925	△24,013	254,912
	1 総 務 管 理 費	278,688	△23,979	254,709
	3 監 査 委 員 費	147	△34	113
3 民 生 費		581,676	△26,422	555,254
	1 社 会 福 祉 費	581,676	△26,422	555,254
5 予 備 費		4,000	△2,000	2,000
	1 予 備 費	4,000	△2,000	2,000
歳 出 合 計		866,553	△53,085	813,468

議案第 4 号

平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,352,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275,604,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 2 月14日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		45,743,162	△28,133	45,715,029
	1 市町村負担金	45,743,162	△28,133	45,715,029
2 国庫支出金		91,095,143	△1,689,236	89,405,907
	1 国庫負担金	66,620,302	△1,843,754	64,776,548
	2 国庫補助金	24,474,841	154,518	24,629,359
3 県支出金		23,475,736	△565,674	22,910,062
	1 県負担金	22,787,236	△565,674	22,221,562
4 支払基金交付金		114,179,258	△5,549,324	108,629,934
	1 支払基金交付金	114,179,258	△5,549,324	108,629,934
5 特別高額医療費 共同事業交付金		25,799	29,933	55,732
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	25,799	29,933	55,732
6 財産収入		642	268	910
	1 財産運用収入	642	268	910
7 繰入金		4,876,965	△2,517,498	2,359,467
	1 一般会計繰入金	581,106	△26,424	554,682
	2 基金繰入金	4,295,859	△2,491,074	1,804,785
10 諸収入		370,600	△32,423	338,177
	2 預金利子	4,875	5,419	10,294
	3 雑入	365,722	△37,842	327,880
歳入合計		285,957,063	△10,352,087	275,604,976

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		607,414	△21,751	585,663
	1 総 務 管 理 費	606,740	△21,751	584,989
2 保 険 給 付 費		277,875,108	△9,982,484	267,892,624
	1 療 養 諸 費	266,189,273	△9,843,065	256,346,208
	2 高 額 療 養 諸 費	10,534,735	△139,419	10,295,316
4 特別高額医療費 共同事業拠出金		37,798	△3,079	34,719
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	37,798	△3,079	34,719
5 保 健 事 業 費		506,313	△662	505,651
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	506,313	△662	505,651
6 基 金 積 立 金		2,277,221	△684,521	1,592,700
	1 基 金 積 立 金	2,277,221	△684,521	1,592,700
8 諸 支 出 金		4,449,381	340,410	4,789,791
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,449,381	340,410	4,789,791
歳 出 合 計		285,957,063	△10,352,087	275,604,976

議案第 5 号

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 870,078 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 26 年 2 月 14 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		864,842
	1 負 担 金	864,842
2 財 産 収 入		574
	1 財 産 運 用 収 入	574
3 繰 入 金		1,027
	1 基 金 繰 入 金	1,027
4 繰 越 金		2,000
	1 繰 越 金	2,000
5 諸 収 入		1,635
	1 預 金 利 子	36
	2 雑 入	1,599
歳 入 合 計		870,078

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,449
	1 議 会 費	1,449
2 総 務 費		265,521
	1 総 務 管 理 費	265,337
	2 選 挙 費	62
	3 監 査 委 員 費	122
3 民 生 費		601,107
	1 社 会 福 祉 費	601,107
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		870,078

議案第 6 号

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 286,426,041 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 14 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		47,013,733
	1 市 町 村 負 担 金	47,013,733
2 国 庫 支 出 金		94,896,190
	1 国 庫 負 担 金	68,570,731
	2 国 庫 補 助 金	26,325,459
3 県 支 出 金		23,484,479
	1 県 負 担 金	23,484,478
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		115,889,980
	1 支 払 基 金 交 付 金	115,889,980
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		34,319
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	34,319
6 財 産 収 入		1,304
	1 財 産 運 用 収 入	1,304
7 繰 入 金		4,811,120
	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,541
	2 基 金 繰 入 金	4,210,579
8 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		294,911
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	4,737
	3 雑 入	290,171
歳 入 合 計		286,426,041

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		616,621
	1 総 務 管 理 費	615,699
	2 賦 課 徴 収 費	922
2 保 険 給 付 費		283,306,955
	1 療 養 諸 費	271,214,680
	2 高 額 療 養 諸 費	10,999,775
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,092,500
3 県財政安定化基金拠出金		77,994
	1 県財政安定化基金拠出金	77,994
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		34,519
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	34,519
5 保 健 事 業 費		523,439
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	523,439
6 基 金 積 立 金		1,806,726
	1 基 金 積 立 金	1,806,726
7 公 債 費		2,889
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	2,888
8 諸 支 出 金		56,898
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	56,898
歳 出 合 計		286,426,041

受 理 番 号 平成 26 年陳情第 1 号	後期高齢者医療保険料値上げをしないことを求める 陳情書
提出者 水戸市城南 3 - 15 - 24 民医連内 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤 利行 山川 文男 榊原 徹 茨城県高齢期運動連絡会 会長 近沢 重男	〔陳情趣旨〕 茨城県後期高齢者医療広域連合は、2012 年度決算で基金や繰越金など 52 億円の余剰金があることがあきらかになっています。 内訳は、2012 年度後期高齢者医療給付費準備基金 36 億 1,151 万円、2012 年度の後期高齢者医療会計の繰越金 16 億円です。 後期高齢者医療保険料は 2 年に 1 度改定することになっていますが、この 52 億円を運用して、保険料の値上げをすべきではないと考えます。 いま高齢者は、昨年 10 月からの年金支給額の引き下げ、今年 4 月からの更なる引き下げによって所得が減少します。消費税をはじめとし公共料金や日用品の値上げが相次ぐ中で、今後収入増の見込めない高齢者の生活はますますひっ迫します。 また、保険料滞納者 1,487 人に短期保険証を交付したとのことですが、病気になっても医療機関にかかれない状況はなくすべきです。 保険料の改定にあたって以下のことについて陳情します。 〔陳情項目〕 1、2014 年度及び 2015 年度の保険料を値上げしないでください。 2、短期保険証の発行はやめるよう市町村を指導してください。
受理 平成 26 年 2 月 5 日	